

精華町地域公共交通計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

精華町地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務の趣旨・目的

本プロポーザルは、精華町地域公共交通協議会が地域公共交通計画を策定する協議を行うにあたり、その計画策定協議に向けた各業務に関する一括した提案を受け、最も優れた企画力・発想力・業務遂行能力を持つ事業者を選定するために実施するものである。

本募集要領は公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

総額：6,501千円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 物品等の供給（物品の製造の請負、売買、賃借及び印刷製本の業務をいう。）及び役務の提供に関する精華町入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認

可がなされていない者でないこと。

- (4) 企画提案募集に係る公告の日から優先交渉事業者の選定の日までの期間に、精華町の指名停止措置を受けていないこと。なお、指名停止措置に至ったときは、必ず申し出ること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3. 参加手続き

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
精華町地域公共交通協議会
事務局（精華町事業部都市計画課）
電話：0774-95-1902
FAX：0774-95-3973
メールアドレス：toshi@town.seika.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：公募開始日から令和8年5月13日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、町ホームページ内の本業務に係る記事からダウンロードできる。（<https://www.town.seika.kyoto.jp>）

（３）参加申込書の提出方法

- ア 提出書類：「参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」
- イ 提出期間：令和８年５月７日（木）から令和８年５月１３日（水）まで
（午前９時から午後５時まで）
※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。
- ウ 提出場所：（１）に同じ。
- エ 提出方法：持参（午前９時から午後５時まで）または郵送（書留郵便に限る。
提出期限内に必着）

4. 質疑・回答

- （１）受付期間：公募開始日から令和８年４月２８日（火）午後５時必着まで
- （２）質疑方法：持参のほか、郵便、FAXまたは電子メールにより、３（１）に提出すること。（提出時に電話にて連絡すること。）
- （３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「１（１）の業務名）に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- （４）回答方法：質問への回答は町ホームページ(<https://www.town.seika.kyoto.jp>)内の本業務に係る記事に掲示し、個別には回答しない。

5. 企画提案書等の提出

- （１）提出書類
 - ア 企画提案書表紙（指定様式）１部
 - イ 企画提案書 ５部（原本１部、副本４部）
※A４判とし、様式ページ数は定めない。
別紙「仕様書」の６（１）～（４）の項目について、提案すること。
 - ウ 業務実施体制（※任意様式） ５部（原本１部、副本４部）
本業務を受託するにあたり、予定されている実施体制などについて様式は問われないが、下記の内容が最低限記載されていること。

- i 業務責任者の経歴、資格、業務実績について。
 - ii 担当技術者の経歴、資格、業務実績について。
 - iii 企業、大学、研究機関との連携状況について。
- エ **業務実績** 5部（原本1部、副本4部）
過去3年以内に受託した類似業務を記載のこと（※任意様式）
- オ **価格提案書（見積書）** 1部
※内訳明細書（経費内訳がわかるもの）を添付すること。
※価格提案書（見積書）は、消費税及び地方消費税を除く金額を記載。
※契約決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。
※価格提案書（見積書）の宛名は、「精華町地域公共交通協議会長」とすること。

（2）提出期限等

- ア 提出期限：令和8年5月22日（金）午後5時【必着】
- イ 提出場所：3（1）に同じ
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る。）

（3）提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、精華町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の提出後に、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 開催日時 令和8年5月26日(火)
- (2) 説明者 提案または説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また出席者は1者あたり最大3名までとする。
- (3) 開催場所 開催場所(精華町役場内)、開催時間については、メールにて別途通知する。
- (4) その他
 - ・提案または説明に際し、必要なパソコン等の機器は参加事業者にて準備すること。なお、大型スクリーンモニター、HDMIケーブルは、精華町地域公共交通協議会において準備する。
 - ・1者あたりのヒアリングの所要時間は40分までとし、提案者からのプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分以内とする。

7. 審査方法等

(1) 選定方法

精華町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)委員を構成する団体のうち、計画作成者である精華町の職員で構成する精華町地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル事業者選定会議(以下、「本会議」という。)を設置し、本会議により、企画提案書の内容、価格提案書(見積書)及びプレゼンテーション及びヒアリングの結果を基に、総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を優先交渉事業者として選定する。

なお、本会議は3名で構成する。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙「審査基準及び審査方法」のとおり

ア 失格者を除いた者の内、総合評価点が最も高い者を、契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。

イ 優先交渉事業者の選定

- ・総合評価点の最高得点者が複数生じた場合は、価格提案書(見積書)の金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)(以下、「見積金額」という))が最も低い者を優先交渉事業者に決定する。なお、見積金額も同点の場合に

については、審査委員の投票によって決定する。

- ・提案者が1者の場合もプロポーザルは実施する。ただし、審査結果において、企画提案内容の配点が最低基準を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、すべての参加事業者に対して、文書で通知する。

(4) 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 契約手続

- (1) 選定した優先交渉事業者と協議会とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。(なお、契約の内容は、本プロポーザルによって提案された内容に拘束されるものではないことに留意すること。)
- (2) 契約額は、原則として価格提案書(見積書)の金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)によるものとするが、優先交渉事業者と協議会との協議により必要に応じて内容を変更したうえで、委託上限額の範囲内で契約を締結するため、契約額は価格提案書(見積書)の金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)と同じになるとは限らない。業務内容の変更、業務量の増減等がある場合は、改めて見積書の提出を依頼する。
- (3) 選定した優先交渉事業者と協議会との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わない場合や特別な事情等により契約を締結しない場合は、評価結果において総合評価点が次に高い提案者(最低基準を満たした者に限る)と協議を行うこととする。

9. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出期限後の企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、協議会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

10. プロポーザル実施日程

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和8年4月28日（火）まで |
| (2) 質問回答公開 | 令和8年5月1日（金）予定 |
| (3) 参加申込受付期間 | 令和8年5月7日（木）から
令和8年5月13日（水）まで |
| (4) 企画提案参加決定通知 | 令和8年5月15日（金）予定 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月22日（金）まで |
| (6) ヒアリング実施 | 令和8年5月26日（火） |
| (7) 結果通知予定日 | 令和8年5月29日（金）予定 |